

## 国土強靱化の推進について

九州部会提出

近年、地球温暖化などの気候変動の影響による自然災害が激甚化・頻発化し、全国各地で甚大な被害を及ぼすとともに、令和6年8月8日には「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表されるなど、大規模地震の発生も切迫化している。

国土の強靱化に向けては、公共施設の老朽化対策や道路、河川等の修繕・更新など社会資本の整備を継続的・安定的に進めるとともに、地域における災害対応力の強化を図ることが重要だが、少子高齢化の進展等で、地方自治体の財政状況は極めて厳しい状況にある。

国においては、国土強靱化を推進するため、下記事項について速やかに措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 国土強靱化対策事業に係る国庫補助金等の補助率について  
国土強靱化に取り組む地方自治体の負担が軽減されるよう、国庫補助金等の補助率を高く設定すること。
- 2 災害備蓄品の整備に対する財政支援について  
各自治体の災害備蓄品の購入費用に対する持続的な財政措置を新設すること。
- 3 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の見直しについて  
現行制度は修理の対象範囲が限定的で、制度内容や事務手続きも複雑かつ煩雑であり、被災者はもとより、修理業者や地方自治体にとって相当の負担となっていることから、より被災者に寄り添った制度内容に見直すこと。
- 4 治山・森林整備事業の推進  
森林の荒廃等が進む中、災害に強い林地とするための治山・森林整備事業を更に強力に推進するとともに、再度の災害を防止する観点から被災していない箇所を含む一連区間において、河川の拡幅や河床掘削など、施設機能の強化等を図る「改良復旧事業」の採択基準を緩和すること。

## 5 財政上の配慮

災害復旧に必要な財政措置の拡充を行うとともに、災害復旧事業債のうち過年度補助災害に係る地方債充当率を現年度補助災害への充当率と同率とするなど、支援の更なる拡充を図ること。